

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(台風:本村地域防災計画)

南大東村(以下 本村)では、これまでも数々の台風被害に見舞われてきた。特に平成17年8月29日にマリアナ諸島付近で発生した台風第14号(ナービー)は「非常に強い勢力」を維持し、南大東島を通過した。暴風・大雨・土砂災害等で甚大な被害を及ぼした。

【被害概況:自主避難 44名、家屋破損7件、停電600戸、農業被害約1億9千万円】

(津波:ハザードマップ)

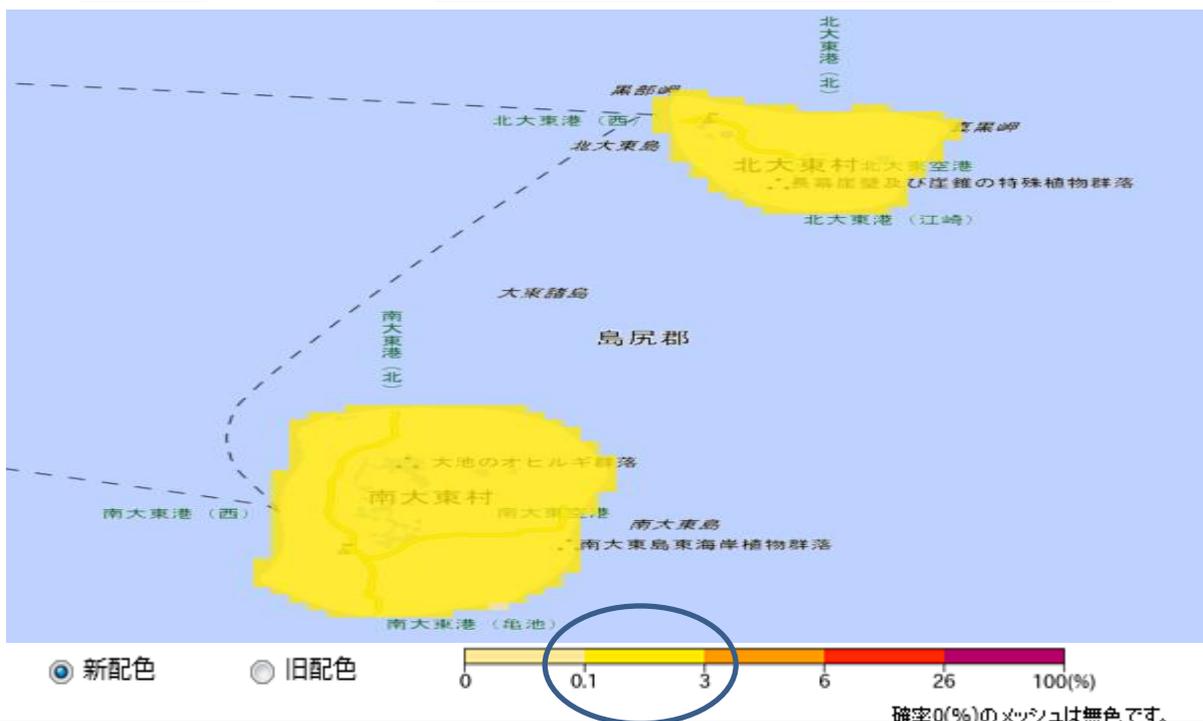
本村のハザードマップによると本村の地形は海岸周辺の標高が22.2m～57.6mで、住居・住民が集中する中心部(字在所地区)の標高2.6mとなっている「すり鉢状」の形状である。津波被害が想定される地域は地形的特性から居住地域ではなく、南大東村漁港(字北地区の一部)及び周辺港湾施設の2ヶ所が把握されている。但し、津波が想定を上回る高さとなる可能性があること、到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地域まで遡上し、浸水範囲は広域になることも危惧される。

(土砂災害:ハザードマップ)

土砂災害では、急斜面の崩壊による災害が想定される。しかし、住民の居住区が集中している「在所地区・池之沢地区」は比較的平坦な起伏であり、土石流及び地滑りの危険性が高い箇所は現在のところは把握されていない。

(地震:J-SHIS)

確率論的地震動予測地図によると、今後30年間で本村において震度6弱以上の地震が発生する可能性は0.1%～3%と予想されている。(出典:J-SHIS <https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>)



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 60人(2016年)

業種	商工業者数	備考(事業所の立地状況等)
宿泊・飲食サービス	17	主に中心部、村全体にも立地
卸売業・小売業	12	主に中心部、村全体にも立地
製造業	6	主に中心部、村全体にも立地
サービス業(他に分類されないもの)	6	主に中心部、村全体にも立地
建設業	5	主に中心部、村全体にも立地
生活関連サービス業・娯楽業	5	主に中心部、村全体にも立地
複合サービス事業	3	主に中心部、村全体にも立地
運輸業・郵便業	2	主に中心部、村全体にも立地
その他	4	主に中心部、村全体にも立地
合計	60	

※出店:RESAS(地域経済分析システム) 産業構造マップより

(3) これまでの取組み

1) 本村の取組み

- 本村地域防災計画の策定
- 防災備蓄の整備・推進
- 防災訓練の実施
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、定期予防接種の接種率向上と流行に備え消毒薬剤やマスクの備蓄

2) 南大東村商工会(以下 本会)の取組み

- 事業者 BCP に関する国の施策周知
- 事業者 BCP 策定の相談、申請サポート
- 防災備品(スコップ、電池、懐中電灯、救急箱)の備蓄

II 課題

現状では、緊急時の取組みと協力体制の重要性についての具体的な体制が整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える本会経営指導員等職員が不足しているといったことが課題となっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- 地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、本会と本村との間における被害情報報告・共有ルートを構築する。
- 発災後、速やかに復興支援が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染発生期」と細分化しておくことも有用)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と本村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- 巡回経営指導時に防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策(事業休業に対する備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- 会報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- 小規模事業者に対し、BCP(即時に取り組む可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- 事業継続の取り組みに関する専門家を招聘し、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策紹介、損害保険等の紹介を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症はいつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する為、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- 令和5年度中に作成する。

3) 関係団体との連携

- 損害保険会社へ専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。(商工会会員・非会員問わず参加可能とする)
- 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- 小規模事業者の事業者 BCP 等取り組み状況の確認。
- 本会と本村で状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害(マグニチュード7.0の地震)が発生したと仮定し、本会と本村との連絡ルートの確認を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を活用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況等を本会と本村で共有する。)
- 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、本村村における感染症対策本部設置に基づき感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- 本会と本村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例)

職員自身の目視で危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。

- 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- 大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は下記を想定)

大規模な被害がある	・地区内20%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	・目立った被害の情報がない。

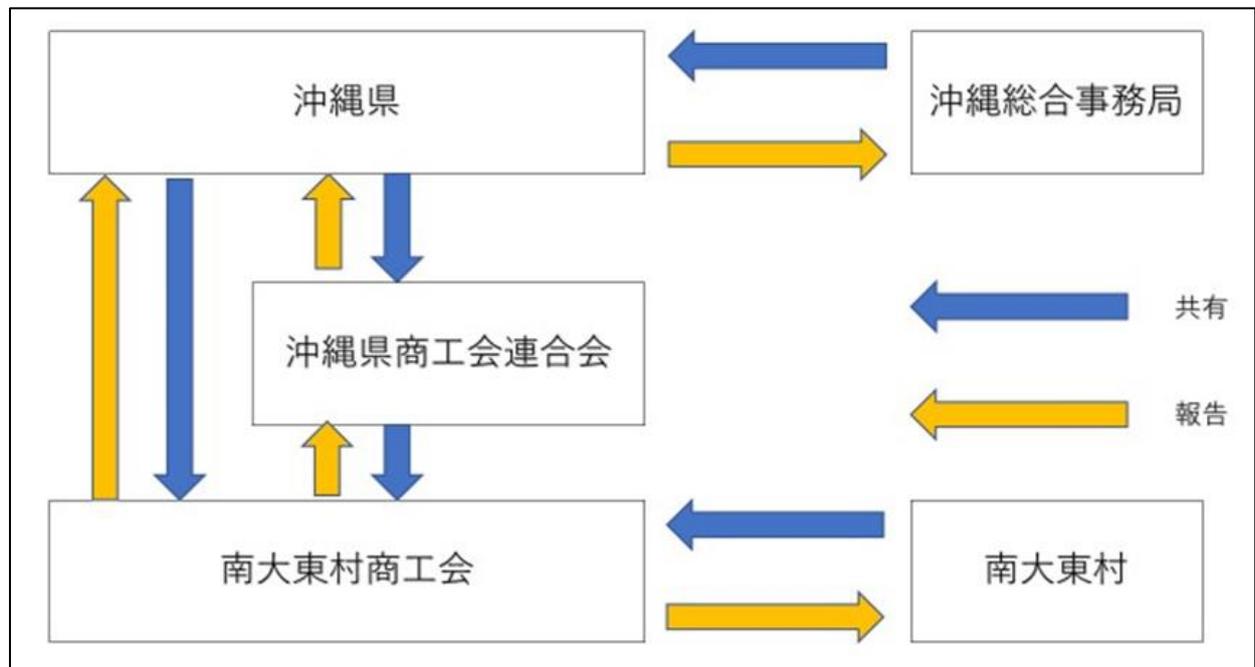
- 本計画により、本会と本村は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- 本会と本村は被害状況の確認方法や被害額(建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 本会と本村が共有した情報を、下記の方法により沖縄県に報告する。
- 本会は別紙様式にて被災情報を沖縄県に報告する。
- 感染症流行の際、特に報告が必要と思われる事象が発生した場合は、災害発生時と同様の方法により沖縄県へ報告する。

《連携体制図》



〈4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- 相談窓口の設置方法について、本村と相談する(本会は、国より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- 安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

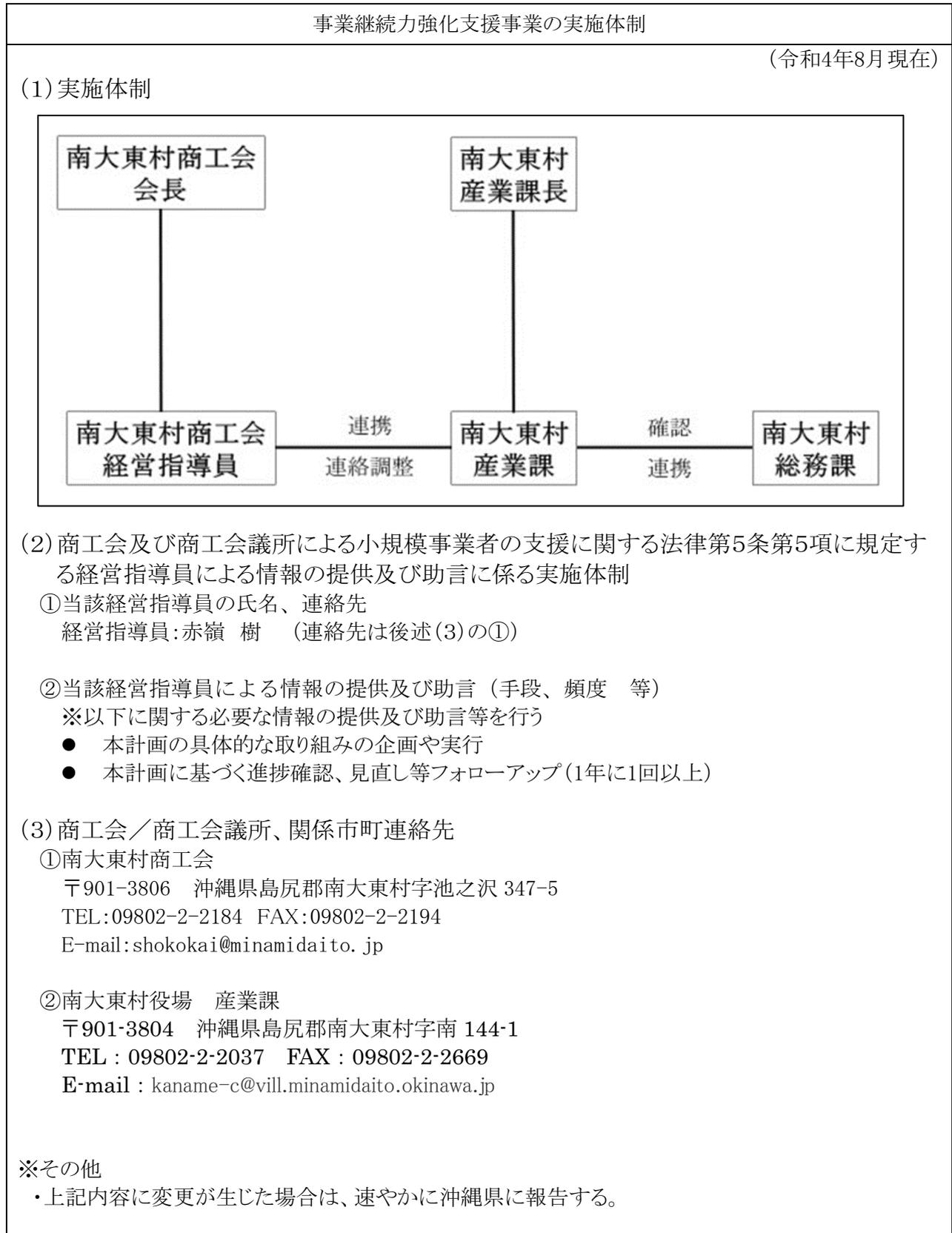
- 沖縄県の方針等も踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害状況が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県商工会連合会からの応援派遣依頼を検討する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに沖縄県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
必要な資金の額	70	70	70	70	70
・専門家派遣費	40	40	40	40	40
・セミナー開催費	10	10	10	10	10
・パンフ、チラシ制作費	10	10	10	10	10
・防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、手数料収入等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等